

令和8年9月10日

「一日合同行政相談所（船橋、千葉）」の開催

＜一日合同行政相談所について＞

総務省千葉行政監視行政相談センターでは、行政相談月間※の行事として、国の行政機関、地方公共団体、各種専門家などが参加し、ワンストップで様々な相談に対応する「一日合同行政相談所」を県内2か所（船橋、千葉）にて開催します。【別紙参照】

※ 総務省では、令和6年度から、行政相談制度及び行政相談委員制度の認知度向上のため、毎年9月から10月の2か月を「行政相談月間」とし、行政相談活動や広報活動を重点的に実施。

（開催日程）

- ・ 9月25日（金）船橋市役所（船橋市湊町2-10-25）
- ・ 11月11日（水）イオンモール幕張新都心 グランドモール3階 イオンホール
（千葉市美浜区豊砂1-1）

（本件照会先）

総務省千葉行政監視行政相談センター
行政監視行政相談課

電話：（043）246－9821 担当：菅野、開地



一日合同行政相談所開設のお知らせ

- 総務省では、国民の皆様から、国の行政全般についての苦情やご意見・ご要望、ご質問などを幅広く受け付け、関係機関とは異なる立場から、その問題の解決に向けて必要なアドバイスや改善を促す行政相談という業務を行っています。
また、この活動を国民の皆様に知っていただくために、9月と10月の2か月間を「**行政相談月間**」とし、全国的に各種の行事を実施することとしています。
- 総務省千葉行政監視行政相談センターでは、「**行政相談月間**」に関連した行事として、県内2か所（船橋、千葉）で「**一日合同行政相談所**」を開設します。
- 「**一日合同行政相談所**」では、年金、相続、不動産登記や「どこに相談したらよいか分からない」など、様々な相談に応じています。
- 相談は**無料**で、**事前予約優先制（※）**です。
※ 当日は、【予約なし】でもご相談を受け付けます。
ただし、予約状況によっては、お待ちいただく場合やご希望の機関にご相談いただけない場合がございます。





相談所名	船橋一日合同行政相談所	千葉一日合同行政相談所
日時	9月25日(金) 午後1時～午後4時 ※ 受付は午後3時30分まで	11月11日(水) 午後1時～午後4時 ※ 受付は午後3時30分まで
予約期間	9月11日(金)～9月17日(木) (土・日は除く)	10月29日(木)～11月5日(木) (土・日・祝日は除く)
予約先	☎043-244-1100 総務省千葉行政監視行政相談センター	
場所	船橋市役所 6階 602会議室 (船橋市役所湊町2-10-25)	イオンモール幕張新都心 グランドモール 3階 イオンホール (千葉市美浜区)
参加機関 (予定)	千葉地方法務局 千葉県弁護士会 千葉司法書士会 千葉県税理士会 千葉県社会保険労務士会 千葉県行政書士会 行政相談委員(船橋市担当) 総務省千葉行政監視行政相談センター (8機関)	千葉地方法務局 千葉県 千葉県国際交流センター 千葉県弁護士会 千葉司法書士会 千葉県税理士会 千葉県社会保険労務士会 千葉県行政書士会 行政相談委員(千葉市担当) 総務省千葉行政監視行政相談センター (10機関)

※「一日合同行政相談所」のほか、市町村役場等でも行政相談委員が行政相談所を開設しています。詳しくは各市町村の行政相談担当窓口にお問い合わせください。
※「行政相談委員」とは、総務大臣が委嘱した民間有識者で、地域住民から寄せられる様々な行政分野に関する苦情や意見・要望を受け付け、相談者への助言や関係機関に対する改善の申し入れなどを行っており、千葉県内では、54市町村に159名(令和8年9月1日現在)が委嘱されています。



【照会先】
まぐみみ千葉



総務省行政監視センター

千葉行政監視行政相談センター「きくみみ千葉」
千葉市中央区中央港1-11-3 千葉地方合同庁舎7階
担 当：行政監視行政相談課 菅野、開地
電話番号：043-246-9821